

令和4年度川本町障がい者就労施設等優先調達方針

1. 趣旨

本町では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達を図るため、下記のとおり調達方針を策定する。

2. 方針の適用範囲

この方針は、川本町の全組織を対象とする。

3. 調達の対象となる障がい者就労施設等

この方針の対象となる施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- (2) 障害福祉サービス事業所（同上）
- (3) 地域活動支援センター
- (4) 在宅就業障害者、在宅就業支援団体

4. 調達する物品等及びその目標

本町が施設等から調達する物品等及びその目標は、以下のとおりとする。

以下に記載がないものであっても、町が調達可能な物品等であれば、対象とする。

区分	目標金額	品目等の例
役務	2, 3 0 4 千円	・ 全戸配布文書の仕分け及び配送 ・ 役場庁舎トイレ清掃業務 ・ 全戸配布文書の印刷業務 ・ 道路・公園・公共施設等における除草や清掃作業 ・ 手話普及啓発業務
計	2, 3 0 4 千円	

（目標設定の考え方）

令和3年度と同一内容の発注とする。

5. 調達の実施

施設等から提供可能な物品等及び本町各課が希望する物品購入、役務提供等

についての情報を収集し、これらの情報をもとに本町各課に対し障がい者就労施設等からの優先調達を依頼する。

6. 調達実績の集計、公表

調達実績は、会計年度終了次第速やかに集計し、公開する。

7. その他

(1) 業務委託先等における配慮

町と業務委託契約（指定管理委託契約を含む。）を締結している相手方、管理運営費補助金の交付先等に対しても、施設等からの物品等の調達について理解と協力を求める。

(2) 職場実習生の受け入れにおける配慮

本方針における役務調達の推進を図るにあたり、障害者就労施設からの職場実習生を積極的に受け入れる。

(3) 職員の私的購入等における配慮

庁舎内での障害者就労施設等の物品販売の受け入れについて配慮するとともに、職員個人としても、積極的な購入を心がける。

8. 担当窓口

本方針の担当窓口は、川本町健康福祉課とする。